

山口労発基 0929 第 2 号
令和 7 年 9 月 29 日

一般社団法人山口県労働基準協会 御中

山口労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件」については、令和 7 年 9 月 19 日に公布及び告示され、公布日と同日から施行又は適用されたところです。

また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件が令和 7 年 9 月 19 日付け官報に公示され、同日に適用されたところです。

これらの改正省令、改正告示及び改正指針の改正の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、貴団体の会員各位への周知につきまして、御協力のほどお願い申し上げます。

